

平成 2 7 年 3 月 1 9 日

第 1 8 回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

第18回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年3月19日（木曜日）午後1時00分開会

---

出席委員（16名）

委員長 志賀勝利君

副委員長 鎌田礼二君

委員 浅野敏江君

田中徳寿君

阿部かほる君

菊地進君

伊藤栄一君

高橋卓也君

伊勢由典君

小野幸男君

香取嗣雄君

西村勝男君

志子田吉晃君

佐藤英治君

小野絹子君

曾我ミヨ君

---

欠席委員（1名）

嶺岸淳一君

---

説明のため出席した職員（なし）

---

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

議事調査係長 鈴木忠一君

庶務係主査 小林久美子君

---

会議に付した事件

1. 100条調査の進め方について

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通知がありましたのは嶺岸淳一委員の1名であります。

また、西村委員より遅参する旨の通告がありましたのでご報告いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

去る3月9日の平成27年第1回定例会4日目の本会議におきまして、議員提出議案第2号「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議」が全会一致で議決され、1、浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項。2、浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項。3、浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項。4、有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項に係る調査を行うに当たり、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限が本特別委員会に委任されました。よって、今後の本特別委員会の調査の進め方について協議いたします。

先に参考として100条調査の進め方について（委員長試案）をご配付しておりましたが、各委員の見解についてご発言をお願いいたします。

菊地委員。

○菊地委員 全員ですのもいいんですが、小委員会を設置していただいて調査の審議をしていけばいいのかなと思います。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ただいま委員からご発言がありました小委員会設置についてをお諮りいたします。

本調査特別委員会は、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限による、1、浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項。2、浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項。3、浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項。4、有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項の調査を行うことについては、会議規則第99条に基づき小委員会を設置し、これにその権限を委任し調査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決しました。

小委員会の名称及び定数等については、別途協議の上、設置要綱を定め決定していきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 4 分 休憩

---

午後 2 時 5 3 分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本調査特別委員会は、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限による、1、浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項。2、浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項。3、浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項。4、有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項の調査を行うことについては、会議規則第99条に基づき、別紙「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会設置要綱」により小委員会を設置し、これにその権限を委任し調査を進めていくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決しました。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 5 5 分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利